

平成 22 年 1 月 27 日

各 位

西日本シティ銀行

「環境省利子補給活用資金」の取扱開始について

西日本シティ銀行(頭取 久保田 勇夫)は、環境問題への積極的な取組みの一環として、地域企業が取り組む地球温暖化対策に係る設備投資を金融面から支援する融資商品「環境省利子補給活用資金」を取扱いいたしますのでお知らせします。

本融資商品は、環境省の「京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業」に則したもので、同事業の取扱金融機関については財団法人日本環境協会により公募で選定されます。今般、当行は九州地区の地域金融機関では初めて取扱金融機関に選定されましたので、本資金の取扱いを開始いたします。(現在までに全国で 19 金融機関が選定されています。)

地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するため、民間金融機関が行う環境に配慮した事業者に対する融資制度のうち、地球温暖化対策に係る設備投資のための融資(温暖化に係る環境配慮型融資)を受ける事業者に対し、利子補給(3%を上限)を行うもの。なお、利子補給対象企業は二酸化炭素排出量の削減目標の誓約が必要。

## 記

## 1. 特徴

- (1) 本融資をご利用された法人には、最長 3 年間、お借入利率の範囲内(3%を限度とする)で、環境省から財団法人日本環境協会を通じて利子補給が行われるため、3 年間の利息負担が軽減されます。
- (2) ご融資のお申込みに際して、以下のいずれかの誓約をしていただき、財団法人日本環境協会から設備投資にかかる事業計画の認可を受けていただきます。

ご融資日から 3 年以内に二酸化炭素排出原単位<sup>\*</sup>6%改善、または二酸化炭素排出量 6%削減

ご融資日から 5 年以内に二酸化炭素排出原単位<sup>\*</sup>10%改善、または二酸化炭素排出量 10%削減

\* 二酸化炭素排出原単位とは、「一定の活動を行う際に排出される二酸化炭素の量」を表す単位で、活動量の変動による排出量の増減の影響を排除するために用いられる指標です。活動量には、売上高、生産量、延床面積などが用いられます。

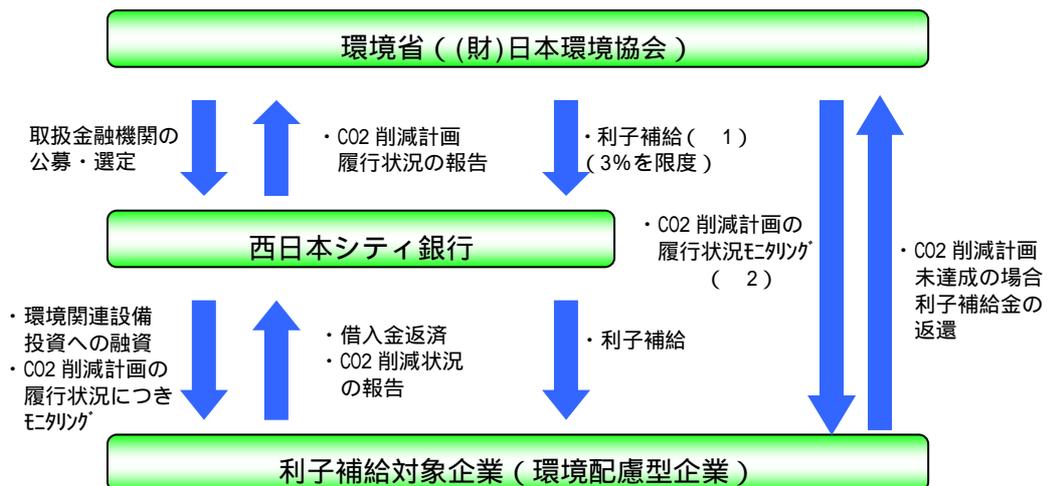
## 2. 商品概要

商 品 名	環境省利子補給活用資金
取 扱 期 間	平成 22 年 2 月 1 日(月)～平成 22 年 3 月 31 日(水)ご融資実行分まで
取 扱 店 舗	全営業店
対 象 者	以下を満たす法人のお客さま <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行所定の「環境格付評価基準」により、一定以上の「環境格付」評価を得ることができる法人</li> <li>・二酸化炭素排出削減にかかる誓約を行うことができる法人</li> </ul>

資金用途	地球温暖化対策にかかる設備資金 但し、当該設備投資に関して、他の同趣旨（二酸化炭素排出削減、エネルギー使用の合理化等）の補助金を受けられている場合は対象外となります。										
融資金額	5百万円以上										
融資期間	10年以内										
融資利率	当行所定の固定金利(当行所定の環境格付評価基準により下記の金利優遇幅を適用します) <融資利率の優遇条件> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>当行所定の環境格付</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>優遇幅</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td>0.3%</td> </tr> </table>			当行所定の環境格付	A	B	C	優遇幅	1.0%	0.5%	0.3%
当行所定の環境格付	A	B	C								
優遇幅	1.0%	0.5%	0.3%								
返済方法	年2回返済とし、利息後払いとします。										
担保・保証	個別案件毎に決定します。										
ご利用に際しての留意事項	本融資のお申込みに際しては、当行所定の審査があるほか、融資対象となる設備投資計画に対する財団法人日本環境協会の認可が必要となります。 ご融資の対象となる事業の遂行等について、現地調査を含むモニタリングがあります。 二酸化炭素排出削減にかかる誓約内容を達成できない場合は、受領された利子補給金の返還義務が生じます。 利子補給金の交付については、取消条件に抵触すると、以後の交付が取消され、既に利子補給金が交付されている場合には、その返還が求められるほか、取消事由によっては加算金等が発生する場合があります。										

お借入には諸条件がございます。詳しくは窓口にお問合わせください。  
 また、銀行所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承下さい。

**スキーム図**



- 1 利子補給対象企業は金融機関に対して、代理申請・受理その他利子補給金の交付に関する一切の手続きを委任します。
- 2 (財)日本環境協会は、金融機関からのCO2削減状況の報告を検証するとともに、適宜利子補給対象企業に対しモニタリングを実施します。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
 営業企画部 川副・田中 TEL092-476-2561